

令和 6 年

第 5 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和6年 第5回 **定例** 臨時委員会 議事録

委 員 会 日 程		会 場
開会日時	令和6年4月24日 午前 後 2時00分	佐渡島開発総合センター 2階 第3会議室
閉会日時	令和6年4月24日 午前 後 4時30分	
延会日時	令和 年 月 日 午前・後 時 分	
出 席 者		欠 席 委 員
教育長 香遠 正浩		会議録署名委員 岩崎 奈美
1番委員 池 典比古		後藤 まき子
2番委員 瀧川 紀子		
3番委員 岩崎 奈美		
4番委員 後藤 まき子		
議 案 説 明 の た め 出 席 し た 職 員		
教育次長	鈴木健一郎	世界遺産推進課
教育次長補佐	兼社会教育課長 市橋 秀紀	課長 正治 敏
教育次長補佐	兼教育総務課長 柳澤 正二	社会教育課 課長補佐 鶴間 基宏
教育総務課	課長補佐 若林 昭宏	社会教育係長 駒形 崇史
総務係主任	小林 唯美	社会体育係長 高橋 敏直
学校教育課	課長 渡邊 一哉	中央図書館長 村岡 直
管理主事	本間 智英	ジオパーク推進室長 本間 一夫
指導主事	源田 洋平	佐渡学センター 文化振興係長 本間 克彦
指導主事	田中 良樹	文化学芸係主任 北見 敦史
傍 聴 人	有 ・無	1人
報告の 要旨	「議事の概要」のとおり	

会 議 で 行 っ た 選 挙 の 結 果	
なし	

会議に付議した事件の題目

議案第 10 号	佐渡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 11 号	佐渡市教育委員会スクールバス等運行要領の一部を改正する告示の制定について
議案第 12 号	佐渡市文化振興ビジョンアクションプラン評価懇談会開催要綱の制定について
議案第 13 号	佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用取扱要綱の制定について
議案第 14 号	佐渡市都市公園体育施設の管理に関する規則の一部を改正する規則の専決処理について
議案第 15 号	佐渡市スポーツ国際交流員就業規則の専決処理について
議案第 16 号	佐渡市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示の制定について
議案第 17 号	佐渡市文化財保護審議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 18 号	佐渡市博物館協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 19 号	佐渡市図書館協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 20 号	学校医（内科）の委嘱に係る専決処理について
議案第 21 号	学校医（眼科）の委嘱に係る専決処理について
議案第 22 号	学校医（耳鼻科）の委嘱に係る専決処理について
議案第 23 号	学校薬剤師の委嘱に係る専決処理について
議案第 24 号	佐渡市いじめ防止対策等に関する委員会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 25 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 26 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 27 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 28 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 29 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 30 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 31 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 32 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 33 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 34 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 35 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 36 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 37 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 38 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 39 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 40 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 41 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 42 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 43 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 44 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 45 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 46 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 47 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について

議案第 48 号	佐渡市学校運営協議会委員委嘱に係る専決処理について
議案第 49 号	佐渡市不登校児童生徒訪問指導員の委嘱に係る専決処理について
議案第 50 号	佐渡市学校再編統合協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 51 号	佐渡市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 52 号	佐渡市スポーツ推進委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 53 号	佐渡市社会教育委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 54 号	佐渡市地区公民館長の委嘱に係る専決処理について
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校情報について 2 第3次佐渡ジオパーク基本計画の策定について 3 佐渡市学校米飯等給食費補助金交付要綱の一部改正について 4 佐渡市学校給食食材費支援補助金交付要綱の一部改正について 5 佐渡市立学校の児童及び生徒の文化及び体育活動費補助金交付要綱の一部改正について 6 佐渡市立幼稚園及び小・中学校記念事業補助金交付要綱の一部改正について 7 佐渡市特別支援学校児童生徒就学援助補助金交付要綱の一部改正について 8 佐渡市立学校等人材育成事業補助金交付要綱の一部改正について 9 佐渡ことば・こころの教室親の会支援事業補助金交付要綱の一部改正について 10 一般財団法人佐渡文化財団運営費補助金交付要綱の一部改正について 11 佐渡市伝統芸能継承事業補助金交付要綱の一部改正について 12 佐渡市地域公民館分館活動事業補助金交付要綱の一部改正について 13 佐渡市青少年育成事業補助金交付要綱の一部改正について 14 佐渡市女性団体活動事業補助金交付要綱の一部改正について 15 佐渡市小中学校PTA連合会活動事業補助金交付要綱の一部改正について 16 一般財団法人佐渡市スポーツ協会運営費補助金交付要綱の一部改正について 17 佐渡市スポーツ少年団補助金交付要綱の一部改正について 18 佐渡市ジュニアスポーツクラブ遠征費補助金交付要綱の一部改正について 19 佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱の一部改正について 20 その他
次回会議開催日	
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数	
なし	
請願、陳情	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
有の場合、別紙のとおり	
その他必要と認めた事項	
特になし	

【議事の概要】

<p>・香遠教育長</p> <p>・柳澤教育総務課長</p>	<p>◎本定例教育委員会は、午後2時から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none">・ただ今から、令和6年第5回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。・初めに、日程第1「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により岩崎委員と後藤委員の2名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。・日程第2、議案第10号「佐渡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none">・第3条第5項の表ですが、給食センターの管理係及び総合教育センターの視聴覚ライブラリー係が現在存在せず、また今後も配置の予定がないことから、今回の改正で削るものです。・第5条第1項の表で、「指導主事」を加えることになっていますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では「指導主事」を置くことになっていきますので、第7条第1項の「指導主事を置くことができる。」という規定を削りまして、第5条の職及び職務の表のところに「指導主事」を加えたものです。・第5条第2項の表も文言の整理になります。下ほどにある佐渡総合教育センターを削って上部に載せ、理科教育センターに佐渡市立を加えました。・第6条第1項の表で、「社会教育主事」の次に「教育指導主事」を加えました。「教育指導主事」は、現に学校教育課の方で配置されている職ですが、規則上載っていなかったため、今回加えるものです。・第7条を削ったことにより、それぞれ第8条、第9条を1条ずつ繰り上げる改正になります。・別表（第4条関係）事務分掌の説明です。・教育総務課の部分ですが、教育委員会に関することという意味が広範囲に及ぶものを教育委員会の会議に関することとし、より明確に改めました。・教育委員会内の事務とりまとめ、連絡調整の管理をやっていることから、加えました。・その他、他係に属さない事項に関するものを、教育委員会の他課に属さない事項に関することに変更しました。・その他の削った部分につきましては、その他のところで読み取れるというように削ったものです。・スクールバスの部分につきましては、学校教育課から教育総務課の方に所管が移ったことで、スクールバスに関するものを1つにとりまとめさせていただきます。・(7)の部分で、「部活動指導員及び外部指導者に関すること」を加えさせていただきます。・校務支援システム及び校務用、教育用パソコンにつきましては、所管が学校教育課に移ったことから、教育総務課の事務分掌から削除しました。
--------------------------------	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、学校教育課の部分を説明いたします。 ・ 16 ページの下の方から始まっていますが、内容については、文言の整理が中心です。また、指導主事を配置していじめ対策等の取り組みをしていることから、その文言もしっかりと加えてあります。 ・ スクールバスについては、業務が教育総務課に移管したことから、削除されております。 ・ 「ICT等の環境整備に関すること」は学校教育課に移管されたため、こちらに加えました。 ・ 総合教育センター及び理科教育センターの部分については明文化されていませんでしたので、しっかりと記載することで、このように追加させていただいております。 ・ 学校給食センターの部分については、両津から相川をはじめ、同一内容ということで、各学校給食センターとし1本にまとめさせていただきました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 続けて社会教育課の方、説明させていただきます。 ・ 社会体育係ということで、「体育施設に関すること」とか「スポーツ普及に関すること」ということでまとめさせていただきました。ここで皆さんに見ていただきたいのは、スポーツ国際交流員に関することです。以前説明したSEAのことを新規に盛り込みました。 ・ 図書館、アミューズメント佐渡、中央文化会館、ジオパーク等ありますが、これについては文言の整理ですので、内容を確認してください。 ・ 教育事務所関連ですが、(12)の「学校及び地域との連携事業に関すること」とすることで、以前から言われている学校共同活動等、様々な部分に教育事務所が関わっていくことを目的として、このようにまとめました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 香遠教育長 ・ 委員全員 ・ 香遠教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑等がありますか。ほとんどが内容の整理です。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。本案は原案通り決することにご異議ありませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 香遠教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。よって議案第10号「佐渡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 日程第3、議案第11号「佐渡市教育委員会スクールバス等運行要領の一部を改正する告示の制定について」事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の一部改正につきましては、先ほども説明しましたが、スクールバスの所管が学校教育課から教育総務課に移ることで改正するものです。学校教育課から教育総務課に本来直す部分がありますが、そうなりますと、課名が変わるたびにこの規則を改正しなければいけないので、他の規則の中にも教育委員会となっている規則があり、その例に習って今回は学校教育課から教育委員会と改め、改正の方をさせていただいたところです。

	<ul style="list-style-type: none"> 別表につきまして、「1,200円」を「1,260円」に引き上げさせていただきました。この引き上げの理由につきましては、新潟県の最低賃金の引き上げを考慮し改正したものです。 スクールバス等利用申込書の方も、学校教育課宛てになっていたものを佐渡市教育委員会宛てに改正しました。
<ul style="list-style-type: none"> 香遠教育長 委員全員 香遠教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ただ今の説明に対して、質疑等ありますか。 質疑なし 質疑なしと認めます。 採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。
<ul style="list-style-type: none"> 委員全員 香遠教育長 	<ul style="list-style-type: none"> 異議なし 異議なしと認めます。よって議案第11号「佐渡市教育委員会スクールバス等運行要領の一部を改正する告示の制定について」は、原案どおり可決されました。
<ul style="list-style-type: none"> 市橋社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> 日程第4、議案第12号「佐渡市文化振興ビジョンアクションプラン評価懇談会開催要綱の制定について」事務局の説明を求めます。 アクションプラン評価委員会の要綱について説明させていただきます。29ページに要綱案が出ておりますが、これについては令和4年度に皆さんにもお示ししました文化振興ビジョンを我々策定しまして、その後、令和5年にアクションプランを策定しました。このアクションプランに沿って事業ができていくかどうかというようなところを含めて評価をする懇談会を立ち上げ、事業評価をしていきたいということで、今回この要綱を立ち上げさせていただきました。第3条のところ、評価する方々については、学識経験者、専門知識を有する者、文化芸術に関する活動を行っている方、あとは関係機関の職員ということで進めさせていただきます。内容については、ここに書いてあるとおりです。
<ul style="list-style-type: none"> 香遠教育長 委員全員 香遠教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ただ今の説明に対して、質疑等ありますか。 質疑なし 質疑なしと認めます。 採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。
<ul style="list-style-type: none"> 委員全員 香遠教育長 	<ul style="list-style-type: none"> 異議なし 異議なしと認めます。よって議案第12号「佐渡市文化振興ビジョンアクションプラン評価懇談会開催要綱の制定について」は、原案どおり可決されました。
<ul style="list-style-type: none"> 市橋社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> 次に、日程第5、議案第13号「佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用取扱要綱の制定について」事務局の説明を求めます。 皆さん、以前赤坂アカさんからこの絵を博物館にマスコットとしていただいたのですが、これを佐渡市全体、そして佐渡市の地域振興に寄与できるように使いたいと赤坂さんに依頼したところ、「使っていいですよ」ということで話をいただきました。つきましては、32ページをご覧ください。キャラクターのイラスト利用取扱要綱を作って貸し出していきたいと考えています。

【説明要旨】

- ・ 第3条で、キャラクターのイラストを利用する者については申請書を出していただくことになっておりますが、市及び市職員が業務に関し使用する時は申請書の提出が不要となっております。
- ・ 第4条にはどういった場合にイラストが利用できるかを示してあります。1号の島内産品若しくは島内産品を使用した商品の包装等への使用です。例えば佐渡産のお米の袋にこのデザインを入れるなど、その他いろいろな使用方法が考えられると思います。2号の市のPR又は地域振興を目的としたイベントを宣伝するチラシ等の広報媒体に使用する。更に3号の市のPRを目的とした雑誌、テレビ番組等への掲載に利用する。4号の掲げた条件下で企業、団体等の名刺等に活用する。以上に該当する場合は利用可能としたいと思います。
- ・ 第8条第2号に、ガイドラインで定められた使用方法を遵守し、佐渡市博物館マスコットキャラクターのイメージを損なう展開又は応用利用をしないことと定めております。更に、5号では対象物又は当該対象物の包装等に次の表示を行うこととして、ア、イ、ウと具体的に説明しております。
- ・ 39ページからが佐渡市博物館マスコットキャラクターの使用ガイドラインとなります。
- ・ 40ページには全国から応募していただいた名前の「蒼井零」さんと「姫崎美海」さんのキャラクターなどが紹介されており、42ページには基本的な使用例として、先ほどの要綱にもありましたが、必ず「蒼井零」さん、「姫崎美海」さんの名前、デザイン者表記として赤坂アカさん、そして、「©2022 佐渡市」と著作権者の表記を必ず入れることがこのガイドラインで決めています。
- ・ 43ページではイラストの変形・加工として認められるもの、44ページでは禁止されているものを示しています。このガイドラインに沿って許可していきたいと考えております。恐らく今後活用していく中で再度検討すべき部分が出てくると思われませんが、まずは様々なところで活用していただきたいことから、今回は、佐渡市で島内外に発信し、佐渡のPR等に使っていただきたいと考えております。

- ・ 香遠教育長
- ・ 瀧川委員

- ・ ただ今の説明に対して質疑等がありますか。
- ・ 赤坂アカさんのイラストをこういう風にいろいろ利用してもいいですよという許可をいただけたこと、本当に赤坂アカさんに感謝しております。すでに図書館でカードができていますかと思えます。商品とは違って、今後またああいうカードが出てくると、使用する側がどのカードか分からないってことに。確かに図書カードには図書館と書いてありますが、そういう類似カードがいろいろ出てきても利用者が分かりにくくならないようにお願いします。今後、想定のことだけなのですが、商品を選んで買うとか、ポスターの類似品というのは、見て印象を受けるだけですが、カードを持って利用するとき、類似カードで利用者が戸惑わないような、しっかりと分かりやすい表示

<ul style="list-style-type: none"> ・香遠教育長 ・岩崎委員 ・市橋社会教育課長 ・岩崎委員 ・鈴木教育次長 ・市橋社会教育課長 ・岩崎委員 ・市橋社会教育課長 ・岩崎委員 ・香遠教育長 ・池委員 ・市橋社会教育課長 ・池委員 	<p>があるといいと思います。うちの家族もすでに子どもたちは赤坂アカさんのキャラクターの方を選んで、持っておりますので、やっぱりイラストの効果はあるんだなと思っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あと、この禁止事項がとてもわかりやすいです。私も色を変えての使用とか、例えば黒だけとか青だけとかピンクだけとかでなにかを作るとかいうことがありなのかなと思ったら、色を変えての使用は今回認められないといったように、分かりやすく、使用禁止例が出ているので、ルールを守って、イラストの力がありますので、どんどん観光に結びつけていただけたらなと思います。 ・ 参考意見とさせていただきます。他に何かありますか。 ・ 質問ですが、2点ですが、その産業振興に使用する場合がありますが、例えば、佐渡の企業や団体、あと法人以外に個人事業主とか、そういった方は使用することは可能でしょうか。 ・ あともう1点は、これ全体的に使用するにあたって、申請は必要となってくるのでしょうか。 ・ 個人については検討する必要があるかと思いますが、まずは団体が使用する場合を考えて要綱を作成してあります。 ・ はい。 ・ 33 ページの要件に該当すれば基本的には大丈夫ですので、島内産品または島内産品を使用した商品だとか、市のPR、地域振興のためという目的であれば、大丈夫だと思います。 ・ 審査は、申請書を記入していただき、このガイドライン等に合わせて審査する予定です。 ・ もう少し詳しくいいですか。先ほど、この33 ページの市長が認めるものというので、例えばその個人の事業主の方で、ダメと言ったらダメという感じですか。 ・ 今の個人については、企業、団体等の中に入るということで、利用については申請していただければ、しっかり審査をした中で、極端にダメなものを除いて許可は出せるかと思います。 ・ ありがとうございます。 ・ その他、いかがでしょう。 ・ 非常に良いと思います。今この時代ですので、こういったPRというのは非常に大きいと思っていますし、かなり話題になるのではないかと思います。そこで、お聞きしたいのですが、これを申請した場合、使用料は発生しないということ考えてよろしいでしょうか。 ・ 36 ページ第9条ですが、利用料については無料ということ考えております。 ・ 第4条の第1号に、「島内産品若しくは島内産品を使用した商品の包装等」が書いてありますが、どのレベルまでになるのでしょうか。例えばお米の袋とか、そういったものにも申請があれば使えるわけだし、他にも佐渡特産の
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長 	<p>野菜、海産物であるとか、そういったものがありますが、これは審査の中で決めていくのだと思いますが、今はどの程度のところまでのものを考えておられるのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には佐渡でとれたものを活用するという考え方全部です。
<ul style="list-style-type: none"> ・池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡のもので申請があれば全部その許可を無償で出すと。かなり広範囲になると思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いや、使ってくれる方がいれば広がると思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ もしかすると無名異焼とか、土が佐渡で取れたからという理由も多分可能性がないことではない。利用する人がいればの話ですが。
<ul style="list-style-type: none"> ・瀧川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用したがるでしょうね。はい、わかりました。
<ul style="list-style-type: none"> ・北見佐渡学センター文化芸係主任 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教えていただきたいのですが、例えば大きさの、変な話、米袋にダーンということも、大きさの規定は何かありますか。いくつまでのサイズとか。
<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大きさの規定については特に定めておりませんので、配布させていただくデータの中で、使える範囲でご活用いただければと思っております。
<ul style="list-style-type: none"> ・瀧川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大きさは、米袋があるとすると。
<ul style="list-style-type: none"> ・1つの一例ですが、何か、その商品の差別化ではないですが、無償で、大きさも、使う判断、ここに、大きさのことまでではないものですから、イメージ的に、別に赤坂アカさんの商品ではないですが、買う側にしたら、イラストの大きい面積のものを贈り物にしたいとか、選ぶ時にどうせだったらってなるから、なにか基準があるのか、ないのかなと思って。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それは使う側で大きさを決めていただければ良いので、我々の方でどうしてほしいということではありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。
<ul style="list-style-type: none"> ・瀧川委員 ・岩崎委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的なことが書いてあったら申し訳ないですが、例えば使用する、そのキャラクターを使用するにあたって、例えば、そのそうですね、シールにしてもそうなのですが、それを作るという場合に、データは佐渡市の方でいただけるのですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ データは私たちのところありますのでお渡しします。
<ul style="list-style-type: none"> ・岩崎委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。
<ul style="list-style-type: none"> ・香遠教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にありますか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし
<ul style="list-style-type: none"> ・香遠教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他には質疑なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・香遠教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。 ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。よって議案第13号「佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用取扱要綱の制定について」は、原案どおり可決されました。

<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ すいません。ここで皆さんにお知らせします。スポーツ国際交流員、SEAについての活用としてですが、部活動の地域移行に際して、子どもたちのモチベーションを上げる、英語教育を推進する、指導員へ指導してもらう、地域と交流するなど様々なことで動いていきたいと考えております。裏面をご覧ください。北海道、先進地の東川町に4名のSEAが活躍しております。我々も職員を2名派遣し、SEAにこういった役割を果たしてもらうかはもちろん、日常生活への配慮など、様々な面について学んで参りました。東川町では4名のうち、1名は野球のレッドソックスでコーチをしていた経験もあり、そういった一流のコーチが日本で指導してくれています。ビデオ動画を見せてもらった中で、サッカーの練習では子どもたちがのびのびと楽しく学んでいる感じが感じられました。このような体験を佐渡の保育園や幼稚園の子どもたち、小学生、そして中学生にもしてもらいたいと思いました。活動する中でいろいろなことがあると思いますが、皆様にご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・香遠教育長 ・池委員 ・香遠教育長 ・池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対して、質疑等がありますか。 ・ 感想だけです。 ・ 池委員お願いします。 ・ 大変良いと思います。島内ということもあって、指導者が限られている中で、そういった外から技術がしっかりした方々、こういった方から来ていただいて指導を受けられることは、刺激にもなりますし、しっかりした理論で教えていただけることは、佐渡の子どもたちにとって非常にいいことではないかと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋頃からということですが、もう大体決まっていますか。 ・ 野球とバスケットがアメリカからの国際交流員に決まったと聞いておりますが、まだ名前など詳細については分かっておりません。また、バドミントンは5月に入ってマレーシアの方とメール等のやり取りをしております。8月以降、来られた時のために準備はしっかり進めていきたいと思っております。
<ul style="list-style-type: none"> ・池委員 ・香遠教育長 ・瀧川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よろしく申し上げます。 ・ 他いかがでしょうか。 ・ スポーツされていない子どもも結構いると思いますので、ぜひ、学校運営協議会や地域と一緒にあって、幼い時の関わりも必要だと思います。国際交流なかなかできないと思いますので、そういった体験の場を作っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。期待しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・岩崎委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これ要望というか、今、これ6年の秋頃から開始と書いてありますが、そうすると、今現役の例えば中学校3年生の子たちは夏前で部活を引退してしまうのですが、そういう子たちも、こうやりたいなっていう子もいるかもしれないので、レクレーショナルに、交流的なものをやっていただけるとありがたいなと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今の答えの前にちょっと訂正させてください。先ほどバドミントンの国際交流員の方をマレーシアと言いましたが、インドネシアの間違いでした。申

<p>・後藤委員</p> <p>・市橋社会教育課長</p> <p>・後藤委員</p> <p>・香遠教育長</p> <p>・市橋社会教育課長</p> <p>・後藤委員</p> <p>・市橋社会教育課長</p> <p>・後藤委員</p> <p>・香遠教育長</p> <p>・委員全員</p> <p>・香遠教育長</p> <p>・委員全員</p> <p>・香遠教育長</p> <p>・渡邊学校教育課長</p>	<p>し訳ありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ S E Aには部活動が地域移行してからも協力してもらいますが、受験を控えている3年生も参加していいことになっていますので、ずっと参加してもらいS E Aとたくさん交流しながら、受験勉強もしっかりやってもらいたいと思います。でも今はまだ地域交流の色々なイベント的なことは明確ではありませんが、S E Aと交流できる場を考えていきたいと思っています。こういった事は長期に渡って続けていくべきで、今後も様々なことを考えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。 ・ 外国の方、例えば交流の時とか、各体育館を回って指導してくださるときは、まだやはり言葉の壁があると思いますが、いかがでしょうか。 ・ S E Aの通訳は現在1名決めています、何人か英語を喋れる方に協力してもらい動きたい。3名に対し1名では足りないと感じております。慣れればそれぞれ団体のところへ通訳なしで行けるようになると思いますが、最初のうちは日本や佐渡での生活に慣れないところもあると思いますので、そういったところは十分なサポートをしていく必要があると考えております。 ・ ありがとうございます。 ・ 他にありませんでしょうか。 ・ 皆さん、もし外国語、英語が喋れる方が近所とか知り合いにたくさんおりましたら、ぜひまた紹介していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。 ・ 英語の喋れる方、一緒に同伴する方は、その人はボランティアになりますか。 ・ いいえ、国から補助金が出るものですから、その方にもお金はしっかり支払いたいと思います。 ・ 分かりました。 ・ 他には質疑ありませんか。 ・ 質疑なし ・ はい。なしと認めます。 ・ 採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。 ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。よって議案第15号「佐渡市スポーツ国際交流員就業規則の専決処理について」は、原案どおり承認されました。 ・ 次に、日程第8、議案第16号「佐渡市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示の制定について」事務局の説明を求めます。 ・ 提案書の59ページから61ページに関する説明をさせていただきます。佐渡市適応指導教室、いわゆる「あすなろ教室」の設置場所について、真野図書館2階にあります真野教室と、要綱では畑野行政サービスセンターと書いてあるものを「あすなろ教室（両津）」として佐渡島開発総合センター4階に移すことで、要項の一部を改正するものです。実際に両津の教室は4月9日から使用しております。真野と両津の両教室を相談員2名、指導員4名、
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・香遠教育長 ・瀧川委員 ・渡邊学校教育課長 ・瀧川委員 ・渡邊学校教育課長 ・瀧川委員 ・香遠教育長 ・瀧川委員 ・渡邊学校教育課長 ・瀧川委員 ・渡邊学校教育課長 ・瀧川委員 ・香遠教育長 ・委員全員 ・香遠教育長 ・委員全員 ・香遠教育長 	<p>計6名体制で運用しております。この両津のあすなろ教室ですが、当面の間、午後2時までの開設としています。また、あすなろ教室の青空ホットラインは真野の教室で受けることとし、電話対応も午前9時から午後5時までの対応となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対して、質疑等がありますか。 ・ 教えていただきたいのですが、今、利用者は大体どのくらいいらっしゃいますか。 ・ 両津の教室については、両津小学校及び両津中学校に案内しており、中学生1名が不定期でご利用いただいていることを確認しております。 ・ 真野はいないですか。 ・ 真野の教室に関しては、5、6名いらっしゃることを確認しております。 ・ はい。ありがとうございました。 ・ 他、いかがでしょうか。 ・ 相談員の人数を、もう1度教えてください。 ・ 相談員が2名。指導員が4名の計6名です。 ・ そのバランスはどちらがどうという形で。人数によって変わるのでしょうけど。 ・ 必ず教室は2名体制で対応するようにしております。指導員が交互に休みを取れるよう、各教室2名体制になるように配置しています。 ・ ありがとうございました。 ・ その他いかがでしょうか。 ・ 質疑なし ・ 他には質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。 ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。よって議案第16号「佐渡市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 次に、議案第17号から議案第54号まで及び報告事項1「学校情報について」は、人事及び個人情報に関する内容が含まれていることから、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いします。 ・ 挙手 ・ よって、議案第17号から議案第54号まで及び報告事項1については、秘密会とすることといたします。 <p>【秘密会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第17号「佐渡市文化財保護審議会委員の委嘱に係る専決処理について」、正治世界遺産推進課長より説明する。
--	--

- ・ 議案第 18 号「佐渡市博物館協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、市橋社会教育課長より説明する。
- ・ 議案第 19 号「佐渡市図書館協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、市橋社会教育課長より説明する。
- ・ 議案第 20 号「学校医（内科）の委嘱に係る専決処理について」、渡邊学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 21 号「学校医（眼科）の委嘱に係る専決処理について」、渡邊学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 22 号「学校医（耳鼻科）の委嘱に係る専決処理について」、渡邊学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 23 号「学校薬剤師の委嘱に係る専決処理について」、渡邊学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 24 号「佐渡市いじめ防止対策等に関する委員会委員の委嘱に係る専決処理について」、渡邊学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 25 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（河崎小学校）」、渡邊学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 26 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（両津小学校）」、渡邊学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 27 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（両津吉井小学校）」、渡邊学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 28 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（加茂小学校）」、渡邊学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 29 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（相川小学校）」、渡邊学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 30 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（七浦小学校）」、渡邊学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 31 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（金泉小学校）」、渡邊学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 32 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（河原田小学校）」、渡邊学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 33 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（八幡小学校）」、渡邊学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 34 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（二宮小学校）」、渡邊学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 35 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（真野小学校）」、渡邊学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 36 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（両津中学校）」、渡邊学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 37 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（内海府中学校区）」、渡邊学校教育課長より説明する。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 香遠教育長 ・ 市橋社会教 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 38 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（前浜中学校区）」、渡邊学校教育課長より説明する。 ・ 議案第 39 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（相川中学校）」、渡邊学校教育課長より説明する。 ・ 議案第 40 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（高千中学校区）」、渡邊学校教育課長より説明する。 ・ 議案第 41 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（佐和田中学校）」、渡邊学校教育課長より説明する。 ・ 議案第 42 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（金井中学校区）」、渡邊学校教育課長より説明する。 ・ 議案第 43 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（新穂中学校区）」、渡邊学校教育課長より説明する。 ・ 議案第 44 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（畑野中学校区）」、渡邊学校教育課長より説明する。 ・ 議案第 45 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（松ヶ崎中学校区）」、渡邊学校教育課長より説明する。 ・ 議案第 46 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（真野中学校）」、渡邊学校教育課長より説明する。 ・ 議案第 47 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（南佐渡中学校区）」、渡邊学校教育課長より説明する。 ・ 議案第 48 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について（赤泊中学校区）」、渡邊学校教育課長より説明する。 ・ 議案第 49 号「佐渡市不登校児童生徒訪問指導員の委嘱に係る専決処理について」、渡邊学校教育課長より説明する。 ・ 議案第 50 号「佐渡市学校再編統合協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤教育総務課長より説明する。 ・ 議案第 51 号「佐渡市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る専決処理について」、市橋社会教育課長より説明する。 ・ 議案第 52 号「佐渡市スポーツ推進委員の委嘱に係る専決処理について」、市橋社会教育課長より説明する。 ・ 議案第 53 号「佐渡市社会教育委員の委嘱に係る専決処理について」、市橋社会教育課長より説明する。 ・ 議案第 54 号「佐渡市地区公民館長の委嘱に係る専決処理について」、市橋社会教育課長より説明する。 <p>【以上の議案については、質疑を経て原案どおり承認された。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項 1 「学校情報について」、本間管理主事より説明する。 <p>【以上の報告については、質疑を経て終了した。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項 2、「第 3 次佐渡ジオパーク基本計画の策定について」事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p>
--	---

育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡ジオパーク推進協議会で第3次佐渡ジオパーク基本計画が策定されましたので報告いたします。A4、1枚のカラーの資料で説明いたします。 ・ 第2次基本計画ではジオパークの前の審査で指摘された事項を中心に作成しましたが、第3次基本計画作成にあたっては、「佐渡らしさ」ということで、佐渡としてジオパークをどうしたいかを全面に打ち出して計画を作りました。 ・ この計画は「楽しむ」「学ぶ」「守る」ということを基本とした計画で、昨年までの計画は審査までの4年の期間の計画でしかありませんでしたが、今回は令和6年度から15年度までの10年間の計画となっております。またアクションプランとしては令和6年度から10年度までの5年を前期として位置づけ、評価をした上で、後期5年のアクションプランを作成していくことで考えております。お手元の資料に計画とアクションプランがありますので、後ほどご確認いただければと思います。 ・ 今回の計画は審査のことも考慮に入れておりますが、それだけではないということをご理解いただければと思います。この第3次基本計画の「楽しむ」「学ぶ」「守る」について説明いたします。 ・ 「楽しむ」につきましては、以前から教育旅行にジオパークの要素を入れられたらと考えていましたが、昨年度まで観光課にいらしたJTBの田辺さんが佐渡学センター、博物館関係、ジオパーク、文化財団など横の繋がりを強化してくださりました。今回DMOで新たに教育旅行のホームページを立ち上げるのですが、そこにジオパークも入り、いろいろなコースを提供していきたいと思います。 ・ また、今までは陸中心でしたが、海の中のすばらしさ、形状的なものから、そこに棲む生物等を多くの人に知ってもらうため、佐渡島内のスキューバダイビングの関係者の方々と連携を取っていくこと、海の中が見える遊覧船がある揚島観光とも連携を取っていくこと等、海を最大限に活用できるジオパークを目指していきたいと考えています。 ・ 「学ぶ」につきましては、子どもたちの学びの場を作っていきたいということで、中学生高校生を対象とした「SadogeoClub」での講座の開講、佐渡以外の新潟県内のジオパークである苗場山麓ジオパーク及び糸魚川ジオパークとの連携の強化、气象台や防災課と連携した防災教育などを通して、子どもたちの学びの場を提供していきたいと思います。 ・ 「守る」につきましては、地域の歴史や文化をも含めた地域説明会を続けていきたいと思います。コロナ前から行っていましたが、コロナ禍でなかなか拡大できなかったものです。昨年、大川周辺が新しくサイトになりました。家の壁に版画が貼ってある大川集落でジオパーク集落説明会を開き、終了後に参加者がこの集落をよく理解できたことから、見直したという感想を述べてくれました。このような集落を増やしていくこともジオパークの役割の一つと考えております。 ・ 世界ばかり見るのではなく、地域の人々にその地域のことを理解してもら
-----	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 香遠教育長 ・ 池委員 ・ 瀧川委員 ・ 岩崎委員 	<p>いながら「楽しむ」「学ぶ」「守る」に取り組むという計画になっております。また、研究者が佐渡で調査研究ができるよう補助金事業を行っておりますが、ジオパークの学術的裏付けとして調査内容や結果についてジオパークフォーラムで発表してもらうことで周知し、活用できるよう考えております。この時にジオクラブの子どもたちの発表等も含めていきたいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通としては、世界遺産と世界農業遺産との連携や、気候変動や海洋ごみ関係は総合政策課や企業等との連携などが挙げられます。真野の海岸に行くと、かなりの量のごみがあります。子どもたちにごみを国別で分類させたりすることで、ごみを海に流す行為がどのような結果を招くのかなど学んでいます。子どもたちの理解も早く、また楽しみながら学んでいることもありそういった学習の仕方を環境課と連携しながら進めていきたいと思っております。今回、佐渡ジオパークは審査でイエローの結果となりましたが、審査のみを意識したジオパーク活動ではなく佐渡らしさ、海を活用したもの、子どもの教育を意識して計画を進めていきたいと思っております。 ・ 新たな10年の佐渡ジオパーク基本計画を、簡単に説明させていただきました。よろしいでしょうか。 ・ もう考えておられると思いますが、このジオパークの観光振興その他で、さきほど出てきたマスコットキャラクターが活躍するのではないかと考えています。これが画像でも出てきて紹介するようなもの等、いろいろ考えられると思います。そういうものが出るだけでかなり興味を示す若者が出てくるのではないかと考えていますので、よろしくお祈いします。 ・ とてもこの色分けで「楽しむ」「学ぶ」「守る」「共通」のところが分かりやすく理解できました。ジオパーク10周年を迎えた時に、うちの息子は9年間、佐渡ジオパークを習って、今、地質を大学で学んでいます。しかし、同じ推薦で入ったメンバーがどんどん辞めたり、専攻を変えて、結局2人しか残っていない中にあるのですが、やはり地元を愛する、応援してくれる人がいる、佐渡の景色が待ってるというのが、学ぶ上で心の支えになってるようです。そういう環境を与えてくれたジオパークに感謝しております。今コミュニケーション能力がコロナ禍でとても子どもたち弱くなっています。それが時代や環境的要因で他者との関係が築きにくいと言ってしまうようなのですが、このジオパークが教育現場においても、年齢とか関係なく学ぶということを1つの目標とし、先ほど、海のごみを拾ったり、その調査とか、体験をするのも年齢関係なく子どもたちと大人が一つのことについて学ぶというのは、すごくいい経験になると思います。こういうことがコミュニケーション能力を伸ばすことになるのではないかと、とてもいい活動だと思えました。 ・ あと今度は海の方にも注目してと言っていたましたが、どうしても佐渡の岩とかその地質的なことになっていて、やはり大きな島であるがこそ得られる特徴があると思います。とてもいいことだと思います。期待しておりますのでよろしくお祈いいたします。 ・ 身近なところで、ジオパーク食というのが、やはり私は関心があるので
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長 	<p>が、学校の食育、保育園でもそうですが、食育に取り入れるとかというのは、今後そういうことをお考えだったりしますか。給食とかそういったものなど。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ もともと学校給食や保育園などいろいろなところで、地産地消は全て栄養士さんが進めており、ジオパーク食も地産地消の一つだと思います。その地産地消の中で、まだ地形と食材の関係を説明するところまで到達していませんので、いただいたご意見を今後活かせるように考えてまいりたいと思いますし、学校教育課給食係や保育園の給食担当者等と話を進めてまいりたいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・岩崎委員 ・瀧川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。ありがとうございます。子どもたちは給食がやはり楽しみだったりするので、そこから入りやすいのかなと思いますのでよろしくお願いします。 ・ 水産課の方からいただいた、佐渡の海藻文化を子どもたちに伝えていくアンケートの中で、ちょうど学校給食のアンケートに答えてくれた2001年、2002年に、「給食であらめが出てた」ことを、アンケートで述べられてる人が金井の女性や佐和田の男性がおられました。家では最近あらめの炒め物は、なかなか難しく、私もおばあちゃんから食べた記憶がありますが、じゃあ実際自分がついていうと作ってないなあと思っていたのです。やはりこういう意識の中に残っていてアンケートに書かれるっていう形で、ああ繋がりがあるのだと思って今、その説明を聞いて思い出しました。 ・ あと一つ、サカナくんのSDGsフェアの時に、学校給食で、鷺崎の多田さんが、確か佐渡産のものだけで給食を作ってみるみたいな。
<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長 ・瀧川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内海府小中学校。 ・ 内海府、そうですね。そんな取り組みを100パーセントは無理であっても、その佐渡の食にまつわるものっていうので、その給食を学校提供で同時につけてことは量的に大変かもしれないですが、学年別に生徒同士で作るみたいな、そういった食育があってもいいのかなと思って、今日この二つを持ってきました。
<ul style="list-style-type: none"> ・香遠教育長 ・渡邊学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項3「佐渡市学校米飯等給食費補助金交付要綱の一部改正について」事務局の説明を求めます。 ・ 報告事項資料の21ページから27ページがこの関連になります。米飯等の給食費補助交付金要綱の一部改正ということですが、こちらにつきましては失効規程があり、令和6年3月31日で終了するというものになっておりました。これにつきまして、佐渡産無農薬無化学肥料栽培米を使用することに関しての補助ということで、令和9年3月31日まで延長するという内容です。 ・ また、申請書類で押印を求めている箇所があり、昨今の押印廃止の傾向を参考に、その箇所を削除するという内容です。
<ul style="list-style-type: none"> ・香遠教育長 ・委員全員 ・香遠教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対して、質疑等がありますか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項4「佐渡市学校給食食材費支援補助金交付要綱の一部改正について」事務局の説明を求めます。 ・ 資料28ページから32ページがこの関連になります。学校給食食材費支援補助金交付要綱の一部を改正するものでして、これも先ほど同様に失効規程として令和6年3月31日で終了するという形になっております。これはコロナ禍での支援をする目的でしたが、昨今のインフレ等の状況下、物価高騰の支援のため令和7年3月31日まで延長することとした、改正内容となっております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 香遠教育長 ・ 委員全員 ・ 香遠教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑等ありますか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項5「佐渡市立学校の児童及び生徒の文化及び体育活動費補助金交付要綱の一部改正について」事務局の説明を求めます。 ・ 資料33ページから36ページまでが、児童及び生徒の文化及び体育活動費補助金交付要綱の一部改正になります。こちらの補助金交付要綱につきましても令和6年3月31日限りで失効するため、失効規定を令和9年3月31日まで伸ばした改正と、地域クラブ活動への移行を見据え、引率者の負担軽減を図り、また指導者の確保も含め、教員の負担を求めない点の改正をしました。また、過去に県費で旅費を支給してもらわなければならないところ、この補助金をあてにして県費を申請せずにした事例があったため、「県費の旅費支給を優先」かつ「旅費支給分は補助対象経費から除く」と改めました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 香遠教育長 ・ 委員全員 ・ 香遠教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対して、質疑等ありますか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この後、補助金交付要綱の改正案件がいくつかありますが、先ほどの説明にもありましたように失効規程の延長や、様式の軽微な改正となりますので、簡略化し一括で報告をさせていただきたいと思っております。それでは報告事項6「佐渡市立幼稚園及び小・中学校記念事業補助金交付要綱の一部改正について」から報告事項19「佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱の一部改正について」事務局の説明を求めます。 ・ 資料の36から38ページまでが報告事項6から19までで、改正補助金交付要綱の一覧となっております。改正点は、先ほどの説明の繰り返しになりますが、失効規程を令和6年3月31日から令和9年3月31日まで延長したものの改正及び報告事項10、12、13につきましては様式の修正を一部行ったものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 香遠教育長 ・ 委員全員 ・ 香遠教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程延長しただけということですが、何か質問はありますか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊学校教 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、報告事項20「その他」であります。事務局からありますか。 ・ 赤泊中学校統合に伴う赤泊小学校の給食について昨年12月27日の教育委

<p>育課長</p>	<p>員会定例会で説明させていただいたその続きの報告です。12月の定例会では、12月1日に赤泊小学校で統合後の給食対応について南佐渡給食センターから赤泊小学校まで配送することを説明いたしました。その際委員からは、大きな反対意見とかはなく、温かい食事を提供していただきたいというご意見をいただいたと聞いております。今回の報告は、3月28日に開かれた赤泊小・中学校校長及び保護者代表が参加しての学校給食センター運営会議において、委員のご意見同様に温かい給食の提供をご意見としていただき、了解を得ました。今後の流れとしましては、保護者へ文書で説明をさせていただき、給食センターの廃止条例等の手続きをとりながら佐渡市議会へ報告をし、手続きを進めてまいりたいと思います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 香遠教育長 ・ 岩崎委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対して、質疑等ありますか。 ・ ありがとうございます。温かい食事がどうしても気になっていたのですが、南佐渡中学校から運ばれるにしても、そういうご配慮をいただければ十分だと思いますのでよろしくお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 香遠教育長 ・ 市橋社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にはよろしいでしょうか。 ・ 第78回の新潟県展が6月5日から6月9日にかけて佐渡で開催されます。佐渡で開催するのはコストもかかるということで、負担金を出すこともそうですが、来場者を増やすことでも貢献することができます。佐渡でこのような展覧会が引き続き開かれるよう、皆様にもご協力いただければと思います。よろしくお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 香遠教育長 ・ 委員全員 ・ 香遠教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の連絡、お持ちの方おられますか。 ・ 発言なし ・ ないようですので、日程第47、「報告事項」はこれで終了します。 ・ 次に、日程第48「次回会議の開催日」について、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 香遠教育長 	<p>【次回の会議は、5月8日（水）に臨時会、5月22日（水）に定例会を開催したい旨を説明した。】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 香遠教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以上で令和6年第5回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。 <p style="text-align: right;">午後4時30分終了</p>